

行政経営会議 事案書

開催日：令和 8 年 8 月 1 9 日（水）
担当課：総務部 資産税課、市民税課

件 名：大和山市税条例の一部改正（わがまち特例等の改正）について	
提出理由：地方税法の改正等に伴い、市税条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景等 ・平成 24 年度の税制改正により地域決定型地方税制特例措置（以下「わがまち特例」という。）が導入されて以降、本市では、平成 28 年度にわがまち特例の対象に加わった再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）発電設備を含め、市税条例に特例割合等を定め、対応してきている。 ・令和 8 年 3 月の地方税法改正により、わがまち特例において、再生可能エネルギー発電設備にかかる特例割合等が見直されたほか、一定のバリアフリー改修をした特別特定建築物に対する特例措置が新設されたことなどを受け、市税条例の見直しを行う必要がある。 2. 改正の考え方 ・今回の地方税法改正において、再生可能エネルギー発電設備にかかる固定資産税（償却資産）の特例措置については、地域と共生した国産再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、ペロブスカイト太陽電池などへ支援を重点化する見直しが行われた。 ・ペロブスカイト太陽電池については、国が環境・エネルギー政策及び産業政策として重点的に推進する方針を打ち出しており、地方税法においては、減額割合がより大きくなるよう参酌割合及び国が定める特例割合の範囲が見直された。 ・今後全国及び本市市内においても普及が見込まれることから、市内事業者によるペロブスカイト太陽光発電設備の設置を促進することを目的として、太陽光発電設備については、現行の方針を維持するため、国が定める特例割合の範囲の下限値（最大の減額割合）とし、他の設備は参酌どおりとする。	・一定のバリアフリー改修をした特別特定建築物への特例措置は、市が国制度を活用して改修費補助を支援した建築物であることが要件化されたが、当該制度の補助基準自体に変更はなく、従来からのバリアフリー施策に影響はないものと考えられることから、現時点においては県内他自治体と同様、本市も改修費補助要綱の整備は行わず、市税条例への特例割合を定めないこととする。 3. 具体的な改正内容 ①太陽光発電設備 発電出力による区分を撤廃し、対象となる発電設備をペロブスカイト太陽電池に限定。 〈現 行〉出力 1,000kW 未満 1/2（下限） 出力 1,000kW 以上 7/12（下限） 〈改正案〉ペロブスカイト太陽電池 1/3（下限） ②風力発電設備 発電出力による区分から、設置される場所による区分に見直し。 〈現 行〉出力 20kW 未満 3/4（参酌） 出力 20kW 以上 2/3（参酌） 〈改正案〉陸上風力 2/3（参酌） ③バイオマス発電設備 10,000kW 以上の区分について特例措置の対象から除外 〈現 行〉出力 10,000kW 未満 1/2（参酌） 出力 10,000kW 以上 20,000kW 未満 2/3（参酌） 〈改正案〉出力 10,000kW 未満 1/2（参酌） ④バリアフリー改修を行った特別特定建築物 従前から規定されていた地方税法改正前の税額減額措置にかかる手続き規定を削除 4. その他 ・本案件のほか、個人市民税の寄附金税額控除の対象となる NPO 法人の削除及び寄附金受領期間の延長等についても併せて条例改正を行う。
経 過 H24.4 わがまち特例制度導入 H28.4 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置がわがまち特例の対象となる R 8.3 地方税法等の一部を改正する法律公布	今後の予定 R8.9 意見公募手続 R8.12 議案提出 公布日 条例施行（わがまち特例にかかる部分 その他所要の改正部分） R9.1 条例施行（寄附金税額控除にかかる部分）